（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号、第四号及び第六号並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　［略］

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第六号及び前条第一項の事務を行うことができる。

２　［略］

附　則

［１・２　略］

３　**第二条の八**第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局　（略）	第一章　内部部局　（略）
第二章　施設等機関（第二十三条―第三十条）	第二章　施設等機関（第二十三条―第二十九条）
第三章　雑則（第三十一条）	第三章　雑則（第三十条）
附則　（略）	附則　（略）
（原子力規制部に置く課等）	（原子力規制部に置く課等）
第十一条　原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官八人を置く。	**第十一条**　原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官七人を置く。